

Hong Kong International Wine & Spirits Fair 2020 に関するQ & A
(令和2年7月30日)

【アルコール度数について】

Q. 現地代理店で調達できる場合、アルコール度数が 30%以上のものについても出品可能か。

A. 宮崎県物産貿易振興センターを通じて香港にサンプル品を送付する場合は、アルコール度数 30%以下に限りますが、現地で調達可能な場合や、個別に送付する場合においては、アルコール度数 30%以上のものについても出品可能です。